２０２１姫路セントラルパーク ジムカーナシリーズ

シリーズ規則

第１章　　総　　則

本シリーズは、一般社団法人日本自動車連盟（ＪＡＦ）公認のもと、ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（ＪＡＦ）の国内競技規則とその細則、本シリーズ規則ならびに各競技会特別規則に従って開催される。

第１条　競技会の名称および格式
各競技会の特別規則書に記載。

第２条　競技種目
４輪自動車によるジムカーナ競技

第３条　オーガナイザー
関西スポーツカークラブ （略称：ＫＳＣＣ）
〒577-0827　東大阪市衣摺５－１－９　TEL06-6327-6522　FAX06-6729-2210

第４条　大会役員
各競技会の特別規則書に記載。

第２章　　開　　催

第５条　開催日
第１戦：　　７月１１日
第２戦：　１０月１７日
第３戦：　１１月１４日

第６条　開催場所
名　称：姫路セントラルパーク第５駐車場
所在地：姫路市豊富町神谷１４３４　TEL 079-264-1611

第７条　タイムテーブル
各競技会の特別規則書に記載。

第８条　公式通知
本規則に記載されていない競技運営上の細則および参加者に対する指示事項は公式通知にて示す。

第３章　　参　　加

第９条　参加資格
９－１　参加を認められる者は､有効な自動車運転免許証とＪＡＦ発給の２０２１年国内競技運転者許可証の所持者でなければならない。
９－２　クローズドクラスはＪＡＦ競技運転者許可証未所持者に限る。
９－３　競技運転者が２０歳未満の場合は、その親権者の署名、捺印を必要とする。

第１０条　参加台数
全クラスを通じ原則として１００台までとする。

第１１条　参加料
￥１３，０００（昼食代、車両通行料￥１，０００を含む）
クローズドクラス　￥１０，０００（昼食代、車両通行料￥１，０００を含む）

第１２条　参加受付
１２－１　参加受付期間
開催日の２０日前より１０日前迄（消印有効）とする。
１２－２　参加申込方法
原則として現金書留による郵送とする。ただし、電話・ＦＡＸによる参加申込は受付けない。
１２－３　参加申込時の提出物
１）参加申込書
２）誓約書（２０歳未満の競技運転者については親権者の署名、捺印が必要）
３）車両改造申告書（参加車両名は１５文字以内とし、必ず車両名〔型式ではなく通称名〕を入れること。例：ヴィッツ・インテグラ・インプレッサなど）
４）参加料
１２－４　参加制限
１）競技運転者は１つの競技会に１つのクラスのみ参加できる。
２）同一車両による重複参加は同一クラスに限り３名まで認められる。

第１３条　参加受理
１３－１　参加申込締切後５日以内に参加申込者に対して参加の受理または拒否を通知する。
１３－２　正式参加受理後はいかなる場合であっても参加料は返還されない。

第１４条　参加拒否
オーガナイザーは理由を明示することなく参加を拒否する権限を有する。この場合、事務手数料￥１，０００を差し引いて参加料を返金する。

第４章　　参加車両

第１５条　参加車両および競技クラス区分

道路運送車両の保安基準に適合し、２０２１年ＪＡＦ国内競技車両規則第３編スピード車両規定に適合した自動車登録番号標（車両番号標）を有し運行の用に供することができる（自動車検査証の有効期間内）車両とする。

１５－１　競技クラス区分

Ｂ１　：２輪駆動および気筒容積１６００cc以下の４輪駆動の「スピードＢ車両」で本規則第１５条－３に適合した車両

Ｂ２　：気筒容積１６００ccを超える４輪駆動の「スピードＢ車両」で本規則第１５条－３に適合した車両

ＲＴＡ：自然吸気方式の軽４輪車両および、気筒容積を制限しないオートマチックトランスミッションを搭載した「スピードＢ車両」で本規則第１５条－４に適合した車両

ＲＴ２：気筒容積１５００ccを超える前輪駆動の「スピードＢ車両」で本規則第１５条－４に適合した車両

ＲＴ３：気筒容積を制限しない後輪駆動の「スピードＢ車両」で本規則第１５条－４に適合した車両

ＲＴ４：気筒容積を制限しない４輪駆動の「スピードＢ車両」で本規則第１５条－４に適合した車両

※過給装置付き車両　：　元の気筒容積に係数１．７を乗じた気筒容積のクラスとする。

クローズドクラス（シリーズ対象外）：気筒容積および駆動方式を制限しない「スピードＢ車両」で本規則第１５条－４適合した車両。

１５－２　各クラスの参加受理台数が３台に満たない場合はそのクラスを不成立とする。

１５－３　Ｂクラス車両補足規定

２０２１年ＪＡＦ国内競技車両規則第３編第７章スピードＢ車両規定に準じた車両とし、なおかつ次の事項に適合していなければならない。

１）車体寸法

車体寸法は、全高を除き当初の数値を変更してはならない。ただし、構造変更申請が不要な車幅の変更は認められる。

２）タイヤおよびホイール

① タイヤは公道走行の許される一般市販タイヤとし、競技専用タイヤは使用しないこと。

② タイヤおよびホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。（ステアリングホイールを右または左に最大に操作した場合であっても、タイヤおよびホイールは、他の部分と接触しないこと。）

③ タイヤおよびホイールはフェンダーからはみ出さないこと。

④ タイヤは加工しないこと。

⑤ タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は行わないこと。

⑥ スパイクタイヤの使用は禁止する。

⑦ 部分的であっても、全体的であっても複合素材から成るホイールは禁止される。

⑧ ホイールはスチール製、またはＪＷＬマークのある軽合金製（アルミ合金製、マグネシウム合金製を含む）とする。

⑨ ホイールナットの材質および形状の変更は許される。

⑩ 走行中に外れる恐れのあるホイールキャップ（センターキャップを含む）は取外さなくてはならない。

１５－４　ＲＴクラス車両補足規定

本規則第１５条－３に適合した車両とし下記のタイヤの使用を禁止する。

オーツタイヤ	：ＡＺＥＮＩＳ	ＲＳ－Ｖ０４、ＲＳ－Ⅶ
トーヨータイヤ	：ＴＲＡＭＰＩＯ	Ｒ８８８、Ｒ８８１、０８Ｒ、ＦＭ９Ｒ
	ＰＲＯＸＥＳ	Ｒ８８８、Ｒ８８８Ｒ
ダンロップ	：ＦＯＲＭＵＬＡ－Ｒ	Ｄ９３Ｊ、Ｄ９８Ｊ、Ｄ０１Ｊ
	ＤＩＲＥＺＺＡ	０２Ｇ、０３Ｇ
ブリヂストン	：ＰＯＴＥＮＺＡ	ＲＥ５２０Ｓ、ＲＥ５４０Ｓ、ＲＥ５５Ｓ、ＲＥ１１Ｓ
ヨコハマゴム	：ＡＤＶＡＮ	Ａ０３８、Ａ０４８、Ａ０４９、Ａ０３２Ｒ、Ａ０２１Ｒ、Ａ０５０
ハンコック	：ＶＥＮＴＵＳ	ＴＤ　Ｚ２１１、Ｚ２２１

本規則書発行後においても上記のタイヤと同等の性能を有するもの、またラリータイヤ、上記以外のメーカーのタイヤについても使用を禁止する場合がある。その場合には各競技会の特別規則書または公式通知によって指定される。

第１６条　ゼッケン（競技番号）

１６－１　参加車両はオーガナイザーより支給されたゼッケンを所定の位置に貼ること。

１６－２　重複エントリーは若いゼッケンを前に貼ること。

第１７条　ドライバー変更および車両変更

１７－１　ドライバー変更は認められない。

１７－２　車両変更

１）参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、大会事務局に申し出、競技会審査委員会の承認を得ること。

２）車両変更は同一部門、同一クラスであること。

３）車両変更申請は競技会の参加確認受付終了までとする。

第１８条　車両検査

１８－１　参加車両は定められた時間内に公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査を受けない車両、または不適当と判断された車両は出走できない。

１８－２　技術委員長は安全性および改造等について不適当と判断した箇所の修正を命じることができる。修正を命じられた車両は修正後再度車両検査を受けなければならない。

１８－３　競技運転者が競技参加中に携行もしくは着用しなければならないもの、および車両検査の際に技術委員より点検を受けるものは次の通りである。

１）競技運転者許可証（健康管理カードを含む）および自動車運転免許証、車両検査証。

２）ヘルメット（２０２１年ＪＡＦ国内競技車両規則第４編細則「スピード競技用ヘルメットに関する指導要綱」に適合したものを着用すること）

３）レーシングスーツまたは長袖・長ズボン・運転に適した靴を着用すること。

４）レーシンググローブまたは穴なしの指先から手首まで覆う手袋。

１８－４　参加者および競技運転者は、車両の主要諸元を証明するための当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等（新車解説書、整備解説書等を含む）を常に携帯することが義務づけられる。

１８－５　公式車両検査終了後から正式結果発表までの間を車両保管とし、技術委員長の承認を得ず改造および修正を行った場合は失格とする。

１８－６　公式車両検査後、参加車両が競技中のトラブルなどにより改造、補修を行う場合は技術委員長に申告し再車両検査を受けなければならない。

１８－７　競技終了後、上位入賞車両について再車両検査を行う場合は必ず受けなければならない。その場合分解、組付けに必要な工具、部品、費用等はすべて参加者および競技運転者の負担とする。

１８－８　再車両検査および技術委員長が行う随時の車両検査を拒否または受けなかった場合は失格とする。

第５章　　競　　技

第１９条　ドライバーズブリーフィング

競技運転者は必ずドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。

第２０条　コース確認

競技運転者による歩行または走行とする。

第２１条　競技方法

２１－１　スタートは原則としてゼッケンの若い者順にランニングスタートとし、定められたコースの走行タイムによって順位を決定する。

２１－２　スタート合図は、国旗またはクラブ旗にて行う。

２１－３　競技は競技車両に対し、チェッカー旗が振られて終了とする。

第２２条　計時および順位決定

２２－１　計測は競技車両が最初のコントロールラインを横切ったと同時に開始され最終のコントロールラインを横切ったと同時に終了する。

２２－２　計測は自動計測装置を使用し1／1000秒まで計測し、その計測結果を成績とする。メインの自動計測器が故障した場合に限り、別個の独立したバックアップの自動計測機の計測結果を成績とする。

２２－３　計測にストップウオッチを用いる場合は２個以上で少なくとも1/100秒まで計測し、その平均タイムを成績とする。

２２－４　競技は原則として２ヒート行い、その内の良好なタイムを採用し最終の順位とする。ただし、同タイムの者が複数の場合は、下記により決定する。

１）セカンドタイムの良好な順。

２）排気量の小さい順。

３）競技会審査委員会の決定による。

２２－５　各競技会において順位の決定方法を変更する場合がある。その場合は特別規則書に明示される。

第２３条　信号合図

競技中、コース委員により表示される信号合図は、ＪＡＦ国内競技規則細則スピード競技における旗信号に関する指導要項に基く。

＊国旗またはクラブ旗・・・・・スタート　　＊黄旗・・・・・・・・・・・・パイロン移動、転倒

＊黒旗・・・・・・・・・・・・ミスコース　　＊赤旗・・・・・・・・・・・・競技中断、直ちに停止

＊緑旗・・・・・・・・・・・・コースクリア　　＊チェッカー旗・・・・・・・・競技終了

第２４条　ペナルティー

２４－１　スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。

２４－２　スタート合図後速やかにスタートしない場合は走行タイムに５秒を加算する。

２４－３　コース上の指定パイロンの移動または転倒に対するペナルティーは下記の通りとする。

１）パイロン位置決め用のマーキング内の移動　…　１回につき走行タイムに２秒を加算する。

２）パイロン位置決め用のマーキングより外れた移動または転倒　…　１回につき走行タイムに５秒を加算する。

２４－４　ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。

２４－５　走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合は、当該ヒートを無効とする。

２４－６　走行車両の接触などを原因としてコントロールラインに設置された自動計測装置による計測が不能となった場合は、当該ヒートを無効とする。

２４－７　スタート後３分以内にフィニッシュラインを通過しない車両は、当該ヒートを無効とする。

第２５条　罰　則

次の行為を行った場合、競技会審査委員会の決定により参加者および競技運転者に罰則が適用される。

２５－１　競技役員の指示に従わなかった場合。

２５－２　不正行為を行った場合。

第２６条　審判員の判定事項

ＪＡＦ国内競技規則１０－２０に基づく審判員の判定事項は、本規則第２４条とする。

第６章　　抗　　議

第２７条　抗　議

２７－１　参加者および競技運転者は自分が不当に処遇されていると判断するとき、これに対する抗議する権利を有する。ただし、本規則に規定された参加拒否、計時結果、審判員の判定に対しての抗議は受付けない。

２７－２　抗議を行う場合は抗議の理由を示す文書に署名の上（宛先は競技会審査委員会）、ＪＡＦ国内競技規則細則に規定された抗議料を添えて競技長に提出しなければならない。

２７－３　抗議による車両の分解、検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定された場合は抗議対象者、不当と裁定された場合は抗議提出者が負担しなければならない。この車両分解等に要した費用は、技術委員長が算定するものとする。

２７－４　抗議が正当と裁定された場合、および競技会審査委員会が返金を決定した場合は抗議料は返金される。

第２８条　抗議の制限時間

１）技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。

２）競技結果に関する抗議は、暫定結果発表後３０分以内に提出しなければならない。

第７章　　賞　　典

第２９条　各競技会における賞典

２９－１　各クラス　１～３位

２９－２　参加受理台数により賞典の制限または追加する場合がある。

２９－３　クローズドクラスに賞典は設けない。

第３０条　シリーズポイントおよび表彰

３０－１　各競技会の各クラスごとに、１位…１０点、２位…７点、３位…５点、４位…３点、５位…２点、６位…１点がシリーズポイントとして与えられる。

３０－２　シリーズは全３戦の内２戦で成立する。（開催回数によりシリーズ不成立の場合あり）

３０－３　シリーズ表彰は各クラス１位～３位とする。ただし各競技会の参加台数により賞典を制限する場合がある。

３０－４　複数の競技運転者が同一得点を得た場合は、下記に従い順位を決定する。

１） 入賞回数の多い順に順位を決定する。

２） 上記１）の回数も同一の場合、高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。

３） 上記２）によっても順位の決定ができない場合は同順位とする。ただし下位の者の順位は繰り上げない。

第８章　　損害の補償

第３１条　損害の補償

３１－１　参加者および競技運転者は、参加車両が万一事故を起こした場合は、事故に起因する全ての賠償責任を負い、対人、対物の責任負担は参加者および競技運転者各自が負わなくてはならない。

３１－２　参加者および競技運転者は、ＪＡＦならびにオーガナイザー、大会役員ならびに競技役員がいかなる場合においても一切の損害賠償の責任を免除されていることを了承していなければならない。

第９章　　競技会の成立、延期、中止または短縮

第３２条　競技会の成立、延期、中止または短縮

３２－１　保安上、または不可抗力のため競技会の実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。

３２－２　競技は第１ヒートが終了した時点で成立する。

第１０章　　参加者および競技運転者の遵守事項

第３３条　安全上の義務付け

３３－１　オープンカーは乗員保護のために４点式以上のスチール材のロールバーを装着すること。また、フルフェイスタイプのヘルメットを使用しバイザーは全閉状態で走行することが望ましい。

３３－２　走行中は運転席側の窓、サンルーフ、および幌を閉めている場合は確実に全閉すること。またシートベルトの装着、グローブの着用を守りヘルメットのあご紐を確実に締めていること。

第３４条　競技運転者の遵守事項

以下の事項について参加者および競技運転者は遵守しなければならない。これに違反した場合は罰則を課す場合がある。

３４－１　全ての参加者およびチーム関係者は、明朗かつ公正に行動し、暴言を慎みスポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。

３４－２　参加関係者が競技開始前に競技会場もしくは会場周辺において、試運転や暴走行為および迷惑行為を行った場合は出走を拒否し、参加料は返金しない。また終了後に行った場合にも次回の参加を拒否する。

３４－３　パドック内は全て１０ｋｍ／ｈ以下で走行し、ブレーキテストは厳禁とする。

３４－４　参加受付時より競技終了時までの間、いかなる理由があっても競技長の承認がない限りパドックから車両を持出しすることは厳禁とする。

第１１章　　本規則の解釈

第３５条　罰則の適用

本規則に関する罰則および本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第３６条　本規則の解釈

本規則、各競技会特別規則、および競技に関する諸規則（公式通知を含む）の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会が決定する。

第３７条　本規則に記載されていない事項

３７－１　本規則に記載されていない事項についてはＪＡＦ国内競技規則とその細則、ＦＩＡ国際モータースポーツ規則とその付則に準拠する。

３７－２　本規則書発行後ＪＡＦにおいて決定された事項は、すべての規則に優先する。

姫路セントラルパークジムカーナシリーズ運営委員会作成